

# コラム～安全だより～



令和8年4月1日から自転車の運転手が交通違反をした後の手続きが変わり、交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されます。自転車は軽車両に位置付けられており、車の仲間です。常に安全運転を心がけましょう。

令和8年4月（通算第160号）  
発行：  
公益財団法人東京しごと財団  
（東京都シルバー人材センター連合）

## 令和8年4月1日から自転車への交通反則通告制度が導入されます

# 青切符



### 青切符導入で何が変わる？

警視庁が青切符を導入する主な理由は、自転車の交通ルール遵守を促し、交通事故を減らすためです。自転車が絡む事故が増加傾向にあり、その約4分の3で自転車側に法令違反があるため、従来の指導や警告だけでは不十分と判断されました。

従来は、自転車の違反者が検挙された場合、全て赤切符で処理されていましたが、青切符導入後は、違反の内容や態様に応じて、赤切符か青切符かの処理が分かります。

※青切符の導入により、交通違反の明確化と違反時の処理方法が変わりますが、自転車を安全に乗るためのルールが変わるものではありません。

自転車は軽車両であるという認識の下、交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

また、ご自身の命を守るためのヘルメット着用もお忘れなく！

違反態様の  
悪質性・危険性

**赤切符 = 刑事手続**

酒酔い運転・酒気帯び運転、  
妨害運転、携帯電話使用等  
（交通の危険）など

**青切符**

約113種類

**指導警告**

違反自体の  
悪質性・危険性



### 反則行為と反則金の例



携帯電話使用等（保持）

**12,000円**

信号無視

**6,000円**

指定場所一時不停止等

**5,000円**

通行区分違反  
（車道の右側通行など）

**6,000円**

自転車制動装置不良  
（ブレーキ）

**5,000円**

歩道徐行等義務違反

**3,000円**

※これらは違反の一例です